

【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、企画総務部・監察局関係の審査を行います。

企画総務部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、企画総務部・監察局関係の追加提出議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案等】(資料①②③)

○ 議案第 24 号 平成 22 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

○ 報告第5号 平成 22 年度決算に係る健全化判断比率の報告について

【報告事項】

○ 総合特区の指定申請について(資料④)

○ 関西広域機構の解散について

川長企画総務部長

おはようございます。

9月定例会に追加提案いたしました案件につきまして御説明申し上げます。

お手元に御配付の平成 23 年9月徳島県議会定例会提出議案追加につきまして1枚物をお配りさせていただいております。

今回提出いたします案件は、議案1件及び報告3件であります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案でございますが、第 24 号につきましては、平成 22 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

続きまして、報告案件でございますが、報告第4号の徳島県継続費精算報告書につきましては、東環状大橋上部工架設事業の1件となっております。

報告第5号の平成 22 年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

報告第6号の平成 22 年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

提出案件の全体状況は以上でございます。

次に、企画総務部関係の追加提案いたしました案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料その2により、その概要を御説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、議案1件、報告1件の計2件であります。

1ページをお開きください。

その他の議案等でございますが、まず、平成22年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、先ほど御説明したとおりでございますが、この案件につきましては、去る9月27日開会の議会運営委員会におきまして、議会閉会日に設置される普通会計決算認定特別委員会に付託していただくことを御決定いただいております。

次に、平成22年度決算に係る健全化判断比率の報告でございますが、ここに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく平成22年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会で監査委員の意見を付して報告させていただいたものです。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、ともにバーと記載のとおり、赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は21.2%、右端の将来負担比率は238.6%となっております。それぞれの比率の下、括弧内の数値は、早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率であります。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務づけられますが、前年度に引き続き、本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

以上で提出案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際2点、御報告申し上げます。

まず、総合特区の指定申請についてでございます。

お手元の資料1としてお配りしてございますので、ごらんください。

総合特区とは、規制等の特例措置と財政等の支援措置をパッケージとして実施するものであり、産業の国際競争力の強化や地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することによりまして、経済社会の活力の向上と持続的発展を図るものであります。

このための法律、総合特別区域法がさきの通常国会において成立したことを受け、議会の御論議も踏まえ、既に8月18日に実施した政策提言に徳島県の提案を盛り込んでいるところではありますが、正式に、先月末9月30日付で、本県から2件の地域活性化総合特区の指定申請を行いました。

項目といたしましては、総合メディカルゾーン構想等による地域医療の再生や徳島モデルの医療観光を目的とした先導的な地域医療の活性化総合特区と成長産業であるLED産業の集積や活動を支援するLEDバレイ構想推進総合特区であります。

お手元の資料のように、それぞれの総合特区ごとに規制等の特例措置と財政等の支援措置を求めているものであります。

なお、今後のスケジュールといたしましては、専門家による検討会において審査の上、11月中旬ごろまでに中間の評価結果が公表されます。その後、ヒアリングが実施され、年内を目途に最終的な指定が行われることになっていると伺っております。

続きまして、関西広域機構の解散についてでございます。

関西広域機構につきましては、既存の広域連携組織8団体が統合、参画し、平成19年7月に設立され、関西広域の情報発信、国際観光、文化等の業務を行ってきたほか、分権改革推進本部を立ち上げ、関西広域連合の設立に向けて取り組みを進めてまいりました。

その結果、昨年12月、2府5県からなる関西広域連合が発足し、その大きな役割を終えたことから、本年3月の理事会において関西広域機構を解散する方針を決定し、これまで準備を進めてまいりました。

なお、関西広域機構が実施してきた官民連携事業については、一般財団法人への移行が国により認可された大阪湾ベイエリア開発推進機構に移管することとし、関西広域機構については、去る9月30日付で解散したところであります。

今後は、情報発信、国際観光といった関西が一体として取り組む官民連携事業を一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構が実施することとなります。

また、解散時の残余金につきましては、関西広域連合を構成する府県は、官民連携事業を引き継いだ一般財団法人に移管することとなったところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしく御審査お願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。

今、部長から総合特区のお話が出ましたが、11月の中旬ぐらいには結論が出るかなというふうなことですけれども、私は非常に不勉強なんで、地域医療の活性化ということについては、どうことがプラスになって、どうことができるのか。委員長もそうなんですけど、前にJAの中核医療としての厚生連病院の件で、それをやらなければ、あの地区の医療などは非常に難しい、大いにやるべきであるということで、ほとんど知事もやってことだったんですけれども、JAのほうの都合もあって延びとんですが、そういうのにも好影響を与えてくれるのか、わかる範囲で。

藤川政策企画総局政策調査幹

ただいま、竹内委員のほうから総合特区につきまして、先導的な地域医療の活性化総合特区についての御質問がございました。今回、総合特区として指定申請しましたものにつきましては、総合メディカルゾーン構想によります地域医療の再生による安全・安心の充実ということで、特に、蔵本にございます徳島大学病院と県立中央病院、こちらのエリアで総合メディカルゾーン構想がございまして、そちらの2つの病院を1つの病院とみなしまして、例えば、検査業務でございまして、がん検査でございまして、それから医療

従事者の相互派遣、これが今2つの病院のため認められておりませんので、それを1つとしてみなすような規制緩和を求めるものでございます。

それから遠隔医療ということを書いておりますけれども、現在、医師法によりまして遠隔医療につきましては、原則、対面によって行われるということが規定されており、在宅診療が進みにくくなっている現状がございます。そういった遠隔医療が認められる範囲の拡大と遠隔医療を診療報酬の対象とする、そういった規制緩和を求めるものでございます。以上でございます。

竹内委員

別に財政的なものとか、そんなんのプラスはないんですか。

藤川政策企画総局政策調査幹

内閣府のほうで、この総合特区については進めておるわけでございますけれども、説明によりますと、この総合特区でございますが、今回、申請いたしました地域活性化総合特区、これにつきましては5年間で全国で20から30ということで、非常に狭き門となっております。

今、竹内委員から御質問のございました財政的な支援措置、これにつきましては、1地区当たり年5億円が上限というふうに聞いております。以上でございます。

竹内委員

ありがとうございました。

我が県は2つ出しとんやけど、このLEDバレイ構想っていうのは、私も代表質問で2回ほど質問をした経過がありますんで、これは本県のすばらしい企業、日亜化学工業さんのすごい発明の中での今日の成長ということになるかと思うんですが、これは特許も切れて、そろそろ過当競争に入るといようなことの中で、こういうことをされたということで、非常に評価しております。

これも今の話ですと、20から30という枠の中で、2つ一緒に20から30の枠にはめてくれるのか、別々なのか、そこらあたりはどんなんですか。

それと、そのバレイ構想の中での特区というのには、どういうメリットがあるのか、簡単でいいですから。

藤川政策企画総局政策調査幹

ただいま、竹内委員のほうからの、LEDバレイ構想総合特区についての御質問でございます。

先ほど2カ所、1カ所という箇所数の話がありましたけれども、国の説明によりますと、全国で20から30カ所ということで、県で1つあるかないかというふうに認識をしておりますので、2つ同時というのは非常にハードルが高いものであるというふうに考えております。

それから、2点目のLEDバレイ構想のメリットでございますけれども、目的に書いてございますように、本県は、LEDバレイ構想で日本をリードする県でございますけれども、LEDバレイ構想に基づきまして、工場、研究所の集積でございますとか、技術者育成、先端技術、また研究開発の拠点を形成していきたいというふうに考えております。

それから、規制等の特例措置でございますけども、資料に書かせていただいておりますように、例えば、リチウムイオン電池の規制が、諸外国ではこういった分類がなくて日本だけの規制ということで、そういった規制を外していただきたいということと、財政上の支援措置につきましては、LEDの技術開発とか新製品の導入、こういった個々に係る基金を造成していただきたいと、そういった規制緩和と支援措置、これをパッケージで今回申請をいたしましたところでございます。

竹内委員

大体わかりました。大変厳しい選考であるなあというのが、ひしひしと感じましたけども、ぜひいろいろな情熱と知恵を出して論破していただきたいと思います。我々議会も大いに応援をしていきたいと思いますが、特に臼木先生よろしく願いいたします。

2点目の質問ですが、先般の代表質問で、我が会派の木南副会長が代表質問をして、地方分権の質問をされて、飯泉知事がそれに答えて、木南副会長の地方分権を進める中で、どのようなビジョンで政策立案し、どのような組織で実行していくのかという質問に対して、関西広域連合や全国知事会の取り組みに迅速に対応するため、責任と権限が明確で、機動的な新たな部の設置が必要で、行政改革の観点にも配慮しつつ、地方分権型社会をリードする組織体制の構築に取り組むと、こういうふうに答弁をされているわけですが、新たな部というのは、どのようなイメージを持っているのかお聞きをしたいと思います。

岸本行政経営課長

ただいま、さきの代表質問で木南議員のほうから御質問のありました、地方分権をリードする新たな部の検討はどういったイメージなのかといった御質問を竹内委員からいただきました。今議会の代表質問におきまして、木南議員よりお話がありましたように、今後、ますます活動が活発になっていきます関西広域連合、全国知事会、加えて三連動地震に備えるべく9県知事会、四国知事会、中四国サミットなどなど、今後ますます加速されるであろう地方の時代におきまして、これまで以上にスピード感を持って対応をする必要がございます。

まさに、本格的な地方分権型社会の到来を迎え、今、日本は行政そのものの枠組みや形が大きく変わろうとしている中、本県が国並びに広域連合等の施策のメリットを享受するのみならず、また、みずから日本の再生をリードしていくためには、国や他の地方公共団体と強力かつ迅速に連携する中、責任と権限が明確で、かつ機動的な新たな部の設置が必要とされ、時代を先取りした政策を創造し、展開する真の地方分権型社会をリードする組織体制の構築に知事がしっかりと取り組むといった答弁があったところでございます。

こうした知事の答弁を受けまして、新たな部のイメージといたしましては、関西広域連合、全国知事会、四国知事会、中四国サミットなどを現在所管しております政策企画総局を中心に構成してまいりたいと考えておるところでございます。なお、その内部組織につきましては、課、室といった組織体制や分掌事務につきましては、今後速やかに具体的な検討に移らせていきたいと思っておるところでございます。

竹内委員

大体その意気込みはわかったんですが、地方分権社会に対応した組織ということであれば、徳島県の市

町村の行政まで巻き込んでいかなきゃいけない、そういう部が必要じゃないのかなというふうに思うんだけど、そのことについてはどのように考えておりますか。

岸本行政経営課長

ただいま、竹内委員のほうから市町村行政まで巻き込んだ体制にしていく必要があるのではないかといただいた御質問をいただきました。

先ほども言いましたが、昨年12月、府県をまたぐ、全国初となります意思決定機関となります関西広域連合が設立。さらには、この4月には国と地方の協議の場に関する法律。また、さきの国会におきましては、いわゆる地方分権一次一括法、さらには会期末には二次一括法と相次いで成立し、市町村への権限移譲も強化されているところでございます。

こうしたまさに、地域のことは地域で決める時代におきまして、県はもとより、住民にもっとも身近な基礎自治体であります市町村行政を巻き込み、県内市町村とともに、地方分権型社会をリードしていくという竹内委員さんからの御意見、御提言はまさに最も重要な視点だろうと考えております。

これまでの御論議に加えまして、9月定例会でいただきました、数々の提言も十分生かしまして、そうしたことも視野に入れながら、新たな部について検討したいと考えております。

竹内委員

そうでないと、総合的に速やかにスピード感を持ったものがないと思いますので、ぜひそのようにしていただきたい。

いいことは早くせないかんというような、知事のようにスピード感を持ってやらないかんで、これはいつごろやろうとしておりますか、時期は。

岸本行政経営課長

新たな部の設置はいつごろかといった御質問でございます。

地方分権型社会の新たな潮流への対応は、まさに待ったなしの状態と認識いたしております。一方で、新たな部の設置並びにその分掌事務につきましては、徳島県部等設置条例で規定しておりまして、新たな部を設置する場合、まさにその条例の改正が必要となってまいります。まさに条例改正を必要とするような大きな組織改正は、県民の皆様や市町村、さらには関係機関等々への周知期間も必要となりますので、これまでも11月議会での御論議をお願いしてきているところでございます。

こうしたことから、このたびの議会での御論議とか御提案とかを生かしながら、11月議会には提案できますよう事務方といたしましては準備を進めてまいりたいと思っております。

竹内委員

11月議会に提案をしたいということですから、最速ということだろうと思います。ただ、この部が大事というのはわかるんですが、片方で今、行財政改革ということで、いろんな知恵と工夫を出されております。そうい

うものには、これは管理職や部長をふやすことになるし、イメージの中では行財政改革に逆行するんじゃないかなあという感じもするんですが、そこら辺はどんなんですか。

岸本行政経営課長

ただいま、竹内委員さんのほうから、新たな部の設置は行革に逆行するのではないかといった御質問をいただきました。

分権型社会の新たな潮流に対応するため、組織執行体制及びトップマネジメント機能の強化は不可欠と考えておりまして、議会での御論議を生かすべく、新たな部の設置を検討してまいりたいと考えております。検討する上で、委員からも御指摘がございました行財政改革の推進についても、県政の最も重要な政策課題の1つであると認識しておりまして、一般行政職員 3,000 人体制に向けまして職員を削減する中、管理職員数も大幅に減らしてきておりまして、今後ともスタッフ的管理職を中心に削減する方向で臨んでまいりたいと考えております。

また、加えまして組織体制も簡素で効率的な組織執行体制を基本といたしておりまして、県庁全体でスリム化を図り、めり張りをつけた工夫を図ってまいりたいと考えております。

新たな部の設置を検討するに際しましては、行財政改革にも十分配慮し、改革の歩みを決してとめることのないよう努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

竹内委員

今、岸本課長から御答弁いただいたんですが、この 11 月に提案ということもあるし、行財政改革に逆行しないということも今言われましたが、部長から確とした答弁をいただきたい。

川長企画総務部長

この新たな部の必要性等につきましては、岸本課長のほうからも御答弁させていただいたとおり、また、さきの県議会での知事の御答弁からも申し上げたとおりでございます。

まさに徳島県も全国へ発信する重要な時期を迎えております。先般も、中国のほうからチャーター便が就航したということで、グローバル化の進展、そういったことの中で、徳島県が全国の中で埋没してはならないというような大きなところもございます。また、地方の分権時代が進んでおりまして、徳島県はその中で、この混迷する中でもリードしていくというような大きな気概が必要なところでございます

そうした中には、政府に対してもしっかりと提言もしていくし、財政支援を求めていくし、そういったことで県民の夢と希望を実現していく組織が必要だと、機動的な組織も重要だということで、我々も新しい組織づくりが必要というところでございます。この組織につきましては、いろいろな事務的な手続もございますけれども、早急に固めた上で、しっかりと夢の実現を目指した組織となるような部の設置を念頭に進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

竹内委員

地方分権は一刻の猶予もないわけで、ぜひ新たな部、本当にすばらしい部を早期につくっていただいて、

知事の言うスピード感を持った行政として、本県が関西広域連合はもとより、全国をリードする、そういう地方分権社会というものをつくり上げていくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、前の6月議会で私も質問したんですが、徳島県版のサマータイム「あわ・なつ時間」が終了したわけで、きょう皆さんネクタイを締めて来ておりますが、7月から9月の3カ月の間にいろんな電力需給というものが逼迫しておったという中で、議会も協力をしてやってきたわけで、その節電の効果は、この間、徳島新聞にちょっと載ってございましたけれども、確認のために、最終的にどの程度になったのかお聞きをしたいと思います。

黒田管財課長

ただいま委員から、徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」の取り組みによる節電の効果について御質問をいただきました。

この3カ月間の取り組みにつきましては、去る9月30日、先週の金曜日をもって終了をいたしております。夏の電力需給が逼迫いたしますことが予想されましたことから、県が率先いたしまして、電力使用の平準化、ピークシフトや節電等の取り組みを鋭意進めてまいりました。サマータイム期間中、始業時間を早めることで、職員の執務環境に影響のない範囲での冷房設備の弾力的な運用を行ったことや、南北執務室の3灯ございます蛍光灯、約1,800灯につきまして、真ん中の1灯を常時消すことについて徹底をいたしました。また、庁舎内照明のLED化の推進、非常用エレベーター前の部屋につきまして、26カ所ございますが、照明回路に人感センサーを設置したこと、OA機器の節電モードの活用徹底、コピーセンター3カ所のコピー機の節電モードの設定強化など、議会を初めといたしまして、庁舎全体で取り組んでいただきました結果、7月から9月30日までの本庁舎における電力使用量の速報値ではございますが、7月分につきましては44万9,990キロワットアワー、8月分につきましては46万9,920キロワットアワー、9月分につきましては39万4,930キロワットアワーの合計131万4,840キロワットアワーでございます。昨年同時期の7月から9月の3カ月間につきましては149万7,590キロワットでございまして、3カ月合計で比較をいたしまして18万2,750キロワットアワー、率にしまして12.2%の削減効果がございました。今後、効果の分析や検証について行ってまいりたいと考えてございます。

竹内委員

わかりました。効果が出たということですが、例の1時から3時までのいわゆる電力使用のピーク、その平準化っていうのは図られたのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

黒田管財課長

午後の電力使用のピーク時の平準化について御質問をいただきましたが、本庁舎におけます電力使用のピークでございます午後1時から3時までの2時間の電力使用量につきましては、これも7月分から9月末までの速報値でございますけれども、7月が6万7,040キロワットアワー、8月分につきましては7万1,550キロワットアワー、9月分につきましては5万4,430キロワットアワー、合計19万3,020キロワットアワーとなっております。昨年7月から9月までの、同じく1時から3時の3カ月分の合計につきましては、22万1,760キロワッ

トアワーでございまして、3カ月合計で比較いたしまして2万8,740キロワットアワー、率にいたしまして13.0%の節電効果が出ております。

効果がございました要因といたしましては、昼休みを30分おくらせたことや、電力ピーク時におけるコピー機等のOA機器の使用を可能な限り自粛したこと。また、大量コピーなどは午前や午後、夕方というような取り組みの結果、全体の節電効果よりも、この1時から3時までの節電効果が出てきておりまして、平準化に寄与したものであるというふうに考えてございます。

竹内委員

ちょっと難しいかもわからんけど、その節電の効果、費用とかお金、大体わかるんかな。

黒田管財課長

7月から9月までの節電効果による金額ということでございますが、ただ9月分につきましては、まだ四国電力から請求が来てございませんので、9月分につきましては試算というような形になりますけども、現時点での試算でございますが、まず、7月分と8月分については出ております。7月分が約50万円、8月分が約52万円、9月分の試算といたしまして約48万円の計約150万程度の経費の節約が図れたというふうに考えてございます。

竹内委員

わかりました。効果が出たということであります。

来年度はどうするかということをお聞きしたいんですけど、伊方原発も何かいろいろ反対運動も起こり、先行きちょっと難しい。即、原子力発電が悪だというふうに決めつけてしまう団体等々がありますけれども、やっぱりそれこそ世界で一番安全な原子力発電所をつくるのが、日本の今の高い技術水準の中で、海外に対しても売り込みを続けると、野田さんも言ってるんで、そこをどのように示せるのかというのが非常に大事なことだろうと思います。いつも日本人の悪い癖は、何か起こると反対のほうに向かって走ると、そういうことであってはならないので、それは、その方向に行くのが今のところはベターかなと私自身も思ってますけど、ただ、それをいとも簡単に悪だと決めつけてしまう部分というのはいかがなものかと思っております。ということで、来年度はこれを続けていくのかどうか、部長にちょっとお聞きしたいと思います。

川長企画総務部長

徳島県版「あわ・なつ時間」の勤務体制でございますけども、今、委員からの御質問ございました、来年度どうするのかというところでございます。

そもそもこの勤務時間の執行を行ってまいりましたのは、従来にも増してエネルギーについて、国民の皆様に節電を御理解いただく1つの広告塔として実施したものでございまして、やった結果につきましては、一面的な効果、電力量、電気代につきましては効果が出たというふうに認識しておりますが、この「あわ・なつ時間」につきましても、私ども理事者に限らず、今般におきましても県議会の御協力、御支援をいただきまして、先ほどの定例会でも、時間の工夫をされまして御協力いただいたことにつきましては感謝申し上げます。

まず、そうした県民を挙げての取り組みの中というところでございます、先ほど来申し上げましたように、電力需給の逼迫に備えてのものとすることがまず一番の前提でございます。これからの実施につきましては、その状況にもよります。

また、この「あわ・なつ時間」を実施したことによって、県民の皆さんへのサービスがどのように低下されることなく実施されたのか。また、職員については、どういった負担があったのか等々、さまざまな視点での検証が必要でございます。こういった検証を行いまして、電力需給の状況なども勘案して考えてまいりますが、やはり、その節電への取り組み、省資源への取り組み、CO₂も含めてですけれども、そういったものの取り組みにつきましては「あわ・なつ時間」に限らず、すべての面で進めていかなければいけない、そういった大きな流れの中でのとらえ方はしてまいりたいと考えております。「あわ・なつ時間」につきましては、さまざまな検証をした上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員

やるかどうかというのは、いろいろ検証するという答弁であったと思います。

これは私も質問のときにも申し上げたんですが、やっぱり、非常にこの精神的な部分も多いと、東北であれだけの大きな地震があり、被災され死亡者も出た。そういう中で電力事情が非常に逼迫してきた。それはもう国民一人一人、みんなが苦しみを分かち合っていないかんという、そういう精神的な部分が非常に大きいと、私個人はそういうふうに思っておるんですが、先ほど質問して御答弁いただいたように、物質的な効果も出てきたようで、大変うれしい限りであります。

我々議会もいろいろ聞いてみたら、12時半までやるんええでないかという声があって、絶対いかんという声は余り聞かんのです。少々腹減っても頑張れば、午前中に2人くらいは質問ができると、そういうふうな話もあり、反対の意見は聞いてないんです。反対の意見もあると思いますが、ぜひ、冬もやってもいいんじゃないかというふうな意見も議会の中から聞いておりますので、いろいろ検討しなければいけないことがたくさんあると思いますが、やはりそういう分野も含めて、まだまだ東日本の復興、復旧はこれからなんで、それにあわせて精神的にお互いが辛抱するんだという部分というのが必要ではないかなと思いますので、前向きに検討していただけたらと要望して終わります。

長尾委員

今、竹内委員のほうから質問がございました。まず1点は新たな部の設置についてでございますが、これは、ちょっと私も理解できていないんで、新たな部というふうにおっしゃったんだけど、これは部でなくてはいけないのか。いわゆる課とか局とかいうのではいけないのかということ。それから新たな部の設置というのは、先ほど、行財政改革に逆行しない形でというようなお話があったわけで、そうすると、他の部や課から人を引っ張ってきて、全体をふやさないということでしょうか。そういう中で、部といえば大変大きな組織だと思うけれども、どの程度の人員を考えているのか、何人程度。課も含めて。

それから、もう既に11月に出そうというんだから、部の名前、仮称、どういった名前をつけようとされているのか、そういったことについてお聞きをしたいと思うし、まずそれだけ聞きたい。

岸本行政経営課長

ただいま、長尾委員のほうから新たな部の設置につきまして、竹内委員に関連したことということで何点か御質問いただきました。

まず、なぜ新たな部をつくる必要があるのかと、部以外の課とか局とかでそういったもので対応できないのかといった御質問をいただきました。先ほど竹内委員の御質問にもお答えさせていただきましたように、まさしく今議会で議論になっております三連動地震に対する9県知事会、関西広域連合、さらには全国知事会、四国知事会、中四国サミットなどなど、ますます加速されるであろう地方の時代におきまして、現在、政策企画総局で対応していただいておりますところでございますが、部の中での局よりも責任と権限が明確で、かつ機動的で独立した新たな部の設置が必要と考えてございまして、部の中での局よりも、全庁的な調整が必要であろうとも思いますし、庁内調整を必要とする部の設置が必要と考え、検討を始めていこうとしているところでございます。

また、その人員体制はどのようなものかといった御質問がございました。まさに、今回の9月議会の御論議を踏まえ、あるいは御提案を踏まえまして、どういうふうな人員体制で臨むのかといったものを事務的に詰めていきまして、先ほど御答弁させていただきましたように、できるだけ早期に御提案をさせていただけるように、事務方としまして準備を進めてまいりたいと考えております。

また、部の名称はいかなるものかという御質問もいただきました。そちらのほうにつきましても、これから事務方といたしまして、真の地方分権時代をリードする部にふさわしい名称となるよう、それぞれ検討を重ねてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

長尾委員

全庁的ということで部というお話、従来だと副知事とか政策監が担当して組織をつくるというようなことがあったけれども、部としてつくるわけですから、これは大変な決断だと思うし、そんな中で、新たな部の名称、今は全く白紙なのか、それとも少なくとも、もう大体の名前というか、1案、2案、3案とかあるんじゃないかと、それがあるか教えてもらいたい。

岸本行政経営課長

新たな部の名称に、原案といいますか素案といったものがあるのか否かといったことでございます。

(「全く何もないのか」と言う者あり)

まさしくこの議会で御論議、御提案のあったことでございまして、これから議論を重ねていきまして、部の名称等々を決めていくことになります。新たな部の名称につきましては、今、心の中には幾つか持っておりますが、申しわけありませんが、御答弁できる……(「心の中のやつを言って」と言う者あり)それはちょっと……(「あんたが決めることではないので、どうせ知事が決めるんだから、あんたの心の中のやつを言えばいいじゃないですか」と言う者あり)ちょっと失礼いたしました。素案といったものはございませんのでよろしくお願いいたします。

長尾委員

なかなか心を明かさない課長だと思います。それはそれで結構だと思います。いずれにしても、今、竹内委員からも指摘があったことを踏まえて、県の発展のために必要であれば、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいとこのように思います。

それから、「あわ・なつ時間」の御指摘がありましたが、報告を聞いておると、県庁でやってどれだけ削減したとか、どれだけ金銭的にこうだったとか、平準化、これも県庁だけの平準化の話であって、要は当初、関西広域連合に対して、関西電力から要請があって15%。四国は、別に四国電力から要請もないのに、関西広域連合とのおつき合いでやったと。もちろん全体的には節電とか必要なことだと思うけれども、徳島県全体の平準化にどの程度の役割を果たしたのか。

黒田管財課長

徳島県全体の平準化にどれだけ効果があったのかということでございますが。さきの6月議会でも、県下全体に占めます本庁舎の電気使用量の割合についてお答えをさせていただきましたが、ことしの7月と8月の徳島県全体の電気の使用量につきましては、約5億5,000万から6,000万キロワットアワーということでございまして、それから考えますと、先ほどお答えさせていただきましたように、本庁舎では、44万から46万キロワットアワー程度でございますので、割合からいいますと、県下全体の0.08%でございます。それから申しますと、その1割程度が削減できたということでございますので、占める割合から言いますと、0.08%の1割程度、12%ということで0.009くらいの数字になろうかと思えます。

長尾委員

0.009 やいうのはゼロに近い。つまり県下全体の平準化には、何ら影響していないというのと同じだと。そこで6月議会でも言ったけど、県庁だけが格好よくやって、パフォーマンスみたいに。問題は県の組織、県有施設、それから市町村や民間へ働きかけることを聞いたんだけど、働きかけた結果どうだったのか。

黒田管財課長

民間では、阿波銀行でございましてとか大塚製薬、そういったところがサマータイムに取り組んでいただいたというふうに伺っております。

それからあと、県下の市町村につきましても、節電につきまして、先日、徳島新聞の報道にもございましたように、県下24市町村すべてで、節電効果があったということで、市町村の調査でも5.8%の節電になったというふうな報道がなされております。

それからあと、県の本庁舎だけでなしに、県の機関につきまして、今、手元にデータとしては、6つの合同庁舎のデータしかございませんけれども、徳島、吉野川、阿南、美波、美馬、三好この6つの合同庁舎におけます、ことしの夏の電力使用量につきましては、9月のデータはまだございませんけれども、7月、8月分につきましては、6つの合同庁舎すべてで節電の結果が出ておりまして、トータルでは9%の節電効果が上がっております。それ以外の県の出先機関等については、今、手元にデータ等ございません。以上でございます。

長尾委員

確認すると、民間は今、2つの銀行だけですか。

黒田管財課長

今、私が承知しておりますのは、民間では大塚関係と阿波銀行ということだけでございます。そのほかにあつたかどうかについては、環境サイドに確認しておきたいと思います。以上でございます。

長尾委員

私は、竹内委員から来年やるのかどうかという、そのことに対しては検証してという御答弁であつたけれども、要は、朝のAB出勤もそうだけど、県庁職員だけがやって、この県庁職員だけで、一体、どれだけ県に効果があるんだと。県だけパフォーマンスとして格好よくやってますよと言うけれども、実際の問題は、県民にどれだけ影響があるのかどうか。つまり、民間であれば、例えば朝8時から仕事やっているとすると、8時半もある。でも、県庁だけが、朝おくらしたら、電話しても課長はいない、後からお返事します。返事するやつはまだいいけども、返事もしない。すると、民間の人は30分おくらして電話しなくちゃいけない。お昼時間も民間は12時から例えば入る。1時に食事が終わって、1時過ぎに県庁へ来たら担当者は食事に行ってますと、こういうような、いわば民間に迷惑をかけるような、そういう制度というのは、基本的によくないと思っています。民間と同じ歩調に合わせて、こういったサービスというか改善というものが図られるのであれば、私は結構なことだと思うんだけど、朝夕の出勤時間のことも、県庁職員の都合だけで、いわば県民にどれだけ、例えば、この混雑がどれだけ、県の職員がAB体制とって、このかちどき橋の混雑がどれだけ解消されたのかと同じような理屈で、これも来年やるのかどうかということも問題。こんな大きな大塚さんとか、阿波銀さんとか、本当に民間の中小企業の人たちの働く時間帯、ここが一緒にならない限り、県だけでは、もちろん県が先導していいことだから、どの民間もやりますよとなれば、そりゃ結構な話だけど、そうではなくて、逆に民間の人たち、県民の皆さんに迷惑をかけるような、そういう制度は私は断じてやるべきではないとこのように思ってますが、部長どうですか。

川長企画総務部長

県のやっていることは県だけの問題であつて、県民の皆さんにどういった影響を与えるかというようなところでございます。この「あわ・なつ時間」につきましても、確かに県がやったことでございまして、その効果は数的に申し上げれば、0.009ということで、ないに等しい。それは数字の上ではそうでございますけれども、やはりこういった行政が進める場合には、県民の皆様全体への理解も求めつつ、しかし、そこにはさまざまな経済活動をされている事業者の方には事情もございまして、そういった事情の許される範囲ということではございます。ただ、こういった1つの時代要請、電力需給の逼迫とか、それからエネルギー政策とか、社会的変革の中では、行政のそれについての考え方も進めていかなきゃいけない。強制するものがあつて、県民サービスが低下するとか、皆さんに迷惑をかける、それはまた別ですけども、そのあたりは、さまざまな比較考慮のこともございまして、検証も進めていく上でやっていきたいと思いますが、これも進めるに当たって負の面が大きい、メリットが小さい、それはまさにこれからの比較議論のことでもあります。というようなことで、

効果の数値そのものにとらわれるものではなくて、これが1つの契機になるんですけども、それが大きな犠牲になってはならないと、そういったことは十分に認識した上で進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

そのとおりだと思います。私は、例えば今回の制度でも、じゃあ、さっき大塚と阿波銀だったけれど、県内の有力会社、もしくは県民の皆さんに「あわ・なつ時間」について御意見を聞いてやれば結構だよ。御意見を聞いてやりましたか。

吉田企画総務部副部長

「あわ・なつ時間」の実施に当たりまして、県民の皆さまに意見を聞いて実施したかどうかという御質問をいただきました。

確かに関西広域連合での電力需要の逼迫に伴いまして、今回の取り組みを県として決断して進めたところでございます。その間に、進めるに当たりまして、いろいろな関係機関、そして県民の皆さんにも周知を図ったところではございますが、今回、こういう形で3カ月を終了したところでございますので、いろんな御意見をいただいたことを念頭に、十分検証してまいりたいと考えております。

長尾委員

県は、よく得意なパブリックコメントってのがあるんだよね。重要施策ということであれば、必ずパブリックコメントをやる。

今回は、県民の声を1つも聞かないで、だから、今回この結果を検証するということは、特に民間の事業所をやっている人の意見をよく聞いてやってもらいたいと思います。それを何か、こういうことだけトップダウンで、すぐぱっとやっちゃうという体質が、私は心配なところであります。そのことを指摘しておきたいと思います。

それと、これは6月議会でも御指摘をさせていただきましたが、聴覚障害者の問題を本会議で取り上げさせてもらいました。その中で、そういう聴覚障害者の方に、要約筆記をつける、県が派遣をする、その際に、その謝礼金、これが県職員の旅費規程でやられている。県職員は給料をもらってるから当たり前であって、県の教員も給料もらっているから当たり前であって、それを職員でも教員でもない県民がボランティアでやる。そういった方に対して謝金を、県職、県教員の旅費規程ではおかしいと、こういう御指摘もさせていただいて、それは改善するというような御答弁をいただきました。これは県の姿勢をあらわすものでありますから大変大事であります。これを御指摘させていただいて、その後どういう見直しをし、いつからどういうふうになろうと考えているのかお答えいただきたい。

小笠原企画総務部次長

ただいま長尾委員さんから、6月のこの委員会で議論のありました費用弁償の取り扱い等につきましてのお話でございました。

その際に、私がお答えさせていただきましたのは、県の予算でございますので、県の旅費条例に準拠する。

これが、大原則でございますが、個別特別な事情がございますれば、それはよくお聞きしたいというふうに答弁させていただきまして、その後、教育委員会に特別な事情等があるのかどうかということを聞きまして、その後、他県の状況等も調べていただきまして、それでは今後どのようにすればいいのかということにつきまして、今、最後の詰めを教育委員会と行っているところでございます。以上でございます。

長尾委員

これは最後の詰めを今やっているという結構なことでございますが、これは、いつまでにこの結論を出す御決意がおりなんですか。

小笠原企画総務部次長

結論につきましては、まだ協議の途中でございます。ただ、余りおくらせるというわけにはいきませんので、できるだけ速やかに教育委員会と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

長尾委員

この前、傍聴に来てた県民の皆さんは、県の職員は本当に言ったことに対してきちっと答えない。抽象的な表現とか、やるのかやらないとかなくて、いつまでにやるとか、数字がどうなのかそういうのを言わない。本当に聞いてよくわからないと、それはちゃんと今年度中にもっと早く前倒しでやってくれればいいけど、今年度中にはきちっとやれるのかどうか。

小笠原企画総務部次長

今年度中にやるかどうかということでございますが、まず1つのタイミングとしては、来年度の当初予算で直すかどうか、それからもう1つのタイミングといたしましては、今年度の運用等で工夫するかどうかというタイミングがございますので、そのどちらがよりベターであるのかということにつきまして、十分協議をしたいと思えます。

長尾委員

ぜひ、早期にできるように、そういった県民の方々の気持ちなり厚意をきちっと県が評価すると、こういうことを示すことが県の姿勢、ひいては知事の姿勢が問われることでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問でございますが、食糧費の支出状況の推移について、公安委員会を除く支出額と対前年度比の表示がされています。平成12年度、支出額が3,663万円だったものが、平成22年度、昨年度は349万。平成12年度と比べますと1割を切っておる状況で、変な減り方でもございます。特に平成12年度から平成19年度までは3,000万円代、2,000万台、1,000万台、平成19年度は1,085万なんだけれども、翌平成20年度が、さらに半分以上に減って433万、21年度374万、平成22年度349万。この平成19年度から20年度の減り方の理由は何だったのか。そして、この食糧費問題というのは平成7、8年ごろ惹起して、いろん

な社会的問題にもなったわけですが、平成7年当時の支出額は幾らだったのか。それから、今年度、平成23年度の見通しはどのぐらいになるか、お答えいただきたい。

小笠原企画総務部次長

ただいま、長尾委員さんから食糧費の支出に関する御質問をいただきました。

平成7、8年の数字を今持っておりませんが、先ほど紹介された数字の最初よりは多かったものと考えております。平成7、8年当時、食糧費の支出に関する御批判が多数ございまして、大幅な食糧費の支出について見直したという経過がございます。その後ずっと減らしてまいりまして、さらに、平成19、20、21あたりにつきましては、平成20年の1月から大幅な給与カットもさせていただくような状況で、非常に厳しい財政状況、給与カットまでして、しのいでいかなければいけない財政状況であったということで、さらに、見直しをして、大幅に圧縮した中で、さらにカットをしていただいたということでございます。それで23年度も今は手持ちの数字がございませんが、従来の流れからして、抑制させていただいて、厳しくといいますか、食糧費については正しく使っておると思いますけれども、今年度も給与カットも継続しており、議員さんの報酬もカットしていただいております。このような状況の中、貴重な一般財源でございますので、食糧費につきましては引き続き圧縮していくようなことを考えてございます。以上でございます。

長尾委員

ぜひ、平成7、8年ごろの、まさに全国的な食糧費問題ということに、国民、県民の意識が深まり、その効果もあり、県当局も努力して減らしていった、さらに県職員の給与カットを行い、という意味においては大変な御苦勞を認めるわけではあります、減らしていくところと、さっき指摘した謝金まで、それを県職員の規程で減らすなんていうけちなことは、私はしてもらいたくないし、ぜひその点、きめ細かな財政運用に心がけていただきたいことを強く要請して終わります。

児島委員

冒頭に監査委員さんのほうから、健全化判断比率及び資金不足比率の報告がございましたので、これに関連して、岸本議員のほうからも今回質問させていただいた実質公債費比率について、何点かお聞きをいたしたいと思います。

私も総務委員会で何回か御質問をさせていただいたわけですが、発表のありましたように、本県は今3年連続で、北海道が1位であります、本県は23年度は北海道に次いで21.2%ということになっておりますし、そしてまた、ワースト2位ということでございます。これにはいろいろな要因があると思うわけですが、本県にとって、今こういった状況が続いている最も大きな要因について、まずはお聞きしたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま児島委員さんから本日報告させていただきました、実質公債費比率が高くなっている一番大きな理由ということで御質問いただきました。これにつきましては、本県の公債費が非常に高いレベルに達してい

る平成4年度から平成14年度にかけまして、国の経済対策に呼応して、県債を発行して、たくさんの事業をやってきたということでございまして、そのときの公債費負担が今影響しているところでございます。以上でございます。

児島委員

我が県だけでなく、やはり経済不況の中で、全国的に弱小県は大変厳しい状況下にあるのは承知しておるところであります。国の動向等も受けて、これからの本県の実質公債費率が今後どのような形で推移していくのか。そしてまた、県として、この対応について、今後どのように取り組んでいくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま児島委員さんから、実質公債費比率の推移とそれに対する対応ということで御質問いただきました。

恐縮でございますが、1枚めくっていただいたところの監査委員さんの意見書の一番下に実質公債費比率の説明がございまして、個別意見ということでございまして、ここに、単年度の比率、平成20、21、22の単年度の比率と3カ年平均という数字がございまして、通常この比率につきましては、3カ年平均でとるということでございまして、3カ年平均のもと、この単年度の数字になっております。21年度が22.34110%、22年度が21.03779%ということで少し下がっております。今後23年度以降につきましては、この単年度の数字が少し上がりますが、3カ年平均につきましては、来年度がピーク、来年度もう少し上がりまして、それからずっと下がりがまして、平成27年度決算、これが出たときに3カ年平均が18%を切るということで、平成27年度決算が出た年、つまり28年度からは地方債の許可団体、これは18%以上が許可団体でございまして、ここから脱出といいますか、外れるというふうな見通しを立てておりますので、3カ年平均ということで来年度は少し上がりますが、それ以後は下がるという見通しを持っております。ただそのためには、臨時財政対策債を除きました県債発行、一応300億円という目安を持っておりますが、この300億というところの水準を維持する必要があるかと思っております。以上でございます。

児島委員

今御説明いただいたんですが、我々が期待をしているような状況の中で、やはり地方にとりましては厳しい、東北での大きな地震のために、それぞれ東北地方はもちろん地震の対策に早急に取り組まなければならない、そういう事態でございますので、それは仕方のないことであります。しかし、財政的に厳しいそういった地方にとりましては、今まで将来を見越して、この経済不況を立て直す、いろいろな国からの、そういった補助につきましても、今予測をしているような形で果たして今後、国の補助金等が本県においてもおりてくるのかどうか、そういった不安もある中で、やはり今後こういった、それに対応した取り組みも必要でないかと思っております。確かに、今、御説明いただいたように、県債発行もできるだけ少なくして、県財政の健全化を図っていかなくてはならない。これも十分わかるわけですが、やはり、皆さん方も御承知のとおり、今、公共事業を初め、経済の状況下において非常に本県の景気は低迷いたしておるわけでありまして、それを回復す

るためには、県の予算的な面も決してすべての県予算が下がって、特にまたそういった経済対策のための公共事業を中心とする県予算が下がるようでは、やはり、これから徳島県もないわけでありますので、非常に財政的には苦しいときではありますが、そこらのバランスもぜひとも考えていただいて、この予算編成、これからの対応に当たっていただきたいと思いますが、その点のお答えだけをいただきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま児島委員さんから実質公債費比率の推移につきまして、経済雇用対策等に十分配慮した財政運営をといるふうな御提言をいただきました。

今までも、そのような方針で、経済雇用対策、あるいは喫緊の安全・安心対策と、これと財政健全化が並び立つようにバランスをとってうまくやっていたように、今回の本会議でも木南議員が代表質問で申されましたけれども、努力と工夫と重ねまして、できるだけ経済雇用対策、安全・安心対策、財政健全化というものがバランスよく進んでいくように努力してまいりたい、工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

児島委員

ありがとうございました。本当に県財政も厳しい中でありますが、やはり国からのそういったいろいろな形での資金というのがとまってしまうと、本県も成り立っていかない。それとまた、今低迷している経済の発展も、このまま浮上することはないという厳しい状況下にあるわけでございますので、ぜひとも今おっしゃっていたような形で、本県に合った、そういった予算の組み方、予算の編成につきましても、執行につきましても、お願いをいたしたいと思います。

それともう一つ、直接的なことではないんですが、先般の 15 号台風によりまして、新聞等でも公共土木関係、それから農林水産の被害等、県内にも予想以上に大きな被害も出ておりましたし、我々も各地域で、いろいろな被害のそういった対応につきましても、県に対する陳情等々も毎日のように受けておるわけですが、これもやはり、従来のそういった対応の仕方からしますと、なかなか県も限られた予算の中で、こういった災害に対応ができないということでございますが、こういった多額の分につきましては、国と違う形で地震対策に準じた予算要望といいますか、対策等を現在とられておるかどうか。それから、これからどういう形で進められるのかどうか、この点だけ最後にお聞きをしておきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま児島委員さんから災害復旧のことに関して御質問いただきました。

災害復旧につきましては、毎年当初予算、今回の場合は6月も含めまして枠予算をとっておりまして、災害が起こればこれに対応させていただくということで、今年度6月補正予算を含めまして、83 億 6,500 万円の予算を計上させていただきまして、まずはこれに対応させていただくこととしております。さらに特別な財政事情ということで、これ以外で、非常に一般財源が多額に必要な場合につきましては、特別交付税に関しまして、総務省のほうにこういう災害で、こういう特別な財政需要があったということでアピールをさせていただく予定としております。以上でございます。

児島委員

わかりました。そういった形で対応をとっていただいております。これから、この台風に限らず、また、南海、東南海を含めて本県にも地震がいつ起こるかわからないというような状況下にあるわけではありますが、そんな災害時における政府への対応も含めて、今おっしゃっていただいた、国からの予算と言いますか、ぜひともそういう道筋をつくっていただいて、本県の厳しい財政が、緊急は仕方ないわけですが、持ち出しが十分少なくなるような、そういう対策を今後とも十分とっていただきたいことを要望して終わります。

古田委員

私はまず、監察局に関することでお伺いをしたいと思います。監察局がつくられて、通報窓口として、監察局と外部相談員ということで弁護士さん2人を指定されまして、取り組まれているんですけども、監察局を置かれてから、どれくらいの公益通報があったのか、そして、それをどのように処理されてきているのかということをお伺いしたいと思います。

西本監察局次長

公益通報の受け付け処理状況に関する御質問をいただきました。

まず、監察局におけます公益通報の受け付け件数でございますが、監察局発足以来、平成20年度につきましては45件、平成21年度につきましては91件、それから平成22年度につきましては36件、平成23年度につきましては24件の合計196件の受け付け状況でございます。その処理の内訳でございますが、受理したものが59件、それから不受理としたものが135件、そのほか情報提供として受け取ったものが1件でございます。そして、受理しました59件のうち、通報内容が違法・不当と認められたものが3件、それから違法・不当と認められなかったのが56件ということでございまして、不受理135件につきましては、理由別の内訳でございますが、監察局が対象としない機関に関するものが37件、それから通報内容が具体性がないもの、あるいは県への意見・提言、個人への誹謗中傷であったものが98件という状況でございます。

それから外部相談員2名の弁護士に対する通報の状況でございますが、平成20年度が2件、平成21年度が5件、平成22年度が12件の合計19件でございます。処理の内容といたしましては、いずれも不受理ということでございます。以上でございます。

古田委員

受理した中で、違法・不当と認められた、そういう件が3件あったということなんですけれども、それに対してはどのように処理をされたのか、お伺いをしたいと思います。

小泉企画総務部次長

監察局が設置されてから平成23年9月末現在までに、通報内容が違法・不当と認められた3件についての処理状況でございます。

人事課といたしましては、この違法・不当と認められた3件のうち、2件が平成21年度の案件でございまし

て、その1つが、危機管理部の防災センター所長が毎日遅刻を繰り返していたという通報を受け、監察を実施したところ、恒常的な遅刻が認められたという案件でございまして、これにつきましては、減給 100 分の 10、1カ月、また管理監督責任といたしまして、当時の危機管理部長を文書訓告で、危機管理部副部長を口頭注意としております。

それからもう一件の事案でございしますが、その事案の概要は、ある団体の事業を補助する際に金銭を受領している職員がいるとの通報を受けて、監察を実施したところ、複数の職員が実費弁償と誤認して、金銭を受領している事実が認められたという案件でございまして、これにつきましては、1人を文書訓告。これは所属長でございまして、監督責任を含めまして文書訓告としております。それから、7名に対して嚴重注意を行っております。

最後の1件は、平成 23 年度の事案でございまして、事案の概要は、職員が、あるソーシャルネットワーク内に公務員として不適切な記載をしているとの通報を受けまして、監察を実施したところ、通報対象者が記載していた内容が社会常識や公務員としての自覚を欠くものであったというものでございまして、本人に対しまして文書訓告を行っております。以上3件の処理状況でございまして。

古田委員

監察局が設置されて、こういう公益通報制度で、いろんな情報が寄せられているというふうなことで、一定の役割を果たしているんじゃないかと思われましても、職員の皆さんにとっては、本当はこういったものがないほうがいいわけで、本当に気持ちよく、生きがいを持って仕事ができるという職場環境づくりに取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

西本監察局次長

これまで、監察局設置以来、公益通報制度に対応してきたわけなんですけれども、今後におきましても、公益通報制度はもとより、定期監察、それから随時監察といった監察も実施しておりますので、監察局におきましては、そういった不祥事根絶に向けました取り組みも含め、不祥事の未然防止を目的とした体制といいますか、重層的なチェック体制というのを今年度、随時監察の中で行っておりますので、そういった監察を通じまして、我々に与えられた役割を果たしていけますよう全力を尽くしてまいりたいということで考えておるところでございまして。

古田委員

気持ちよく働ける職場づくりということで取り組んでいただきたいと思います。

次に再就職の報告を前にいただきました。34 名の方がいろいろなところに再就職をされたというふうなことなんですけれども、人材バンクができて再就職を希望する方と、いろんなところからこういう人材が欲しいというふうなことを寄せられたものが合えば、そういう人を御案内するという制度で、本当に退職された方が、さらに働けるというふうなこういう制度はいいと思うんですけれども、その人材バンクができて、平成 20 年度にできたと思うんですけれども、その後、どのような活用をされているのか、どのくらいの方が実際に就職ができたのかという点をお伺いしたいと思います。

小泉企画総務部次長

人材バンクの活用状況についてのお尋ねでございます。まず、平成 20 年度に人材バンクに登録した者の数でございますが 86 名でございます、そのうち人材バンクを通じて再就職した者が 69 名でございます。また、21 年度に人材バンクに登録した者は 80 名でございます、うち 53 名が人材バンクを通じて再就職しております。今年度の 21 年度末退職者の状況でございますが、人材バンク登録者が 93 人、そのうち人材バンクを通じて再就職した者が 41 名という状況になっております。

古田委員

経済の状況がここにもあらわれているかと思うんですが、なかなか就職を希望されても再就職される人数が減ってきているというふうな状況だと思います。若い人も含めて、本当に今働きたくてもなかなか働く場所がないというふうなことで御苦労されておりますけども、そういう雇用先を大きく広げてくださるように、ぜひ取り組みを強めていただきたい。

いろんな地産地消で、本会議でも農林水産のそういった分でも、もっともっと農林業につけるような、そういったところも広げたらどうかというふうなことを、達田県議のほうから質問もさせていただいたんですけども、そういったことも含めて、雇用の場をふやしていくという点では、今後どのような取り組みをしていくのでしょうか。

小泉企画総務部次長

県職員の再就職について御答弁させていただきますと、県職員の再就職につきましては退職職員の意識や経験、能力、これを企業団体等からの要請に基づきまして、地域に還元するということは、地域における人材の有効活用という観点から必要であるというふうに認識しております。

これまでも本県といたしましては、正課長級以上の再就職状況につきましては、氏名、就職先等を公表しておりますし、その運用状況につきましては、外部有識者で構成をされましたくしまみらい創造プラン推進委員会に報告をするという仕組みを取り入れた人材バンクを設置しまして、県職員の採用について透明性、公正性が担保されるように努めているところでございます。

また、平成 21 年 10 月には、外部団体の経営改善と相まって、外部団体に再就職する県職員のOBの退職金を全廃するという見直しも行っております。今後も県職員の再就職につきましては、県民の方々、県議会の皆さん方の御意見を拝聴しながら、より一層の透明、公正性が図られますよう不断の見直しに努めてまいりたいというふうに考えております。

古田委員

県職員の方の再就職に関しては、公共事業の入札執行に携わる職員の再就職についてというふうなことで、離職後2年間は離職前1年間の職務と密接な関係にある営利企業に就職することを慎むよう要請するというふうなことが、前に出されて、このことが生かされていると思うんですけども、今回の公表された 34 名の

方々の場合は、それにちゃんと準じているのか、どのように取り扱われているのかお伺いをしたいと思います。

小泉企画総務部次長

今の自肅につきましては、あくまでも自肅要請でございますが、22 年度末に退職された方につきましては、この趣旨を御理解いただきまして、すべてその自肅要請に沿った再就職という状況になっております。

古田委員

再就職に関しては、年金も受け取りの年数が先延ばしになって、なかなか退職されて再就職の先がないと大変だという声もよく聞かれます。そういった声も含めて、ぜひ若い人の職場を広げていくということと合わせて、再就職の場も広がるように御努力をいただきたいと思います。

本会議で達田県議が取り上げました県単独公共事業費の件でお伺いをしたいと思います。プレス発表でされた額というのはどのような状況になっているのか、まずお伺いをしたいと思います。平成 20 年度あたりから御答弁いただけたらと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま、県単公共事業のプレス発表資料の数字のお尋ねをいただいております。今ちょっと資料はございませんが、県単公共事業につきましては平成 22 年度は約 55 億円、23 年度は 57 億円ということで発表したということでございます。

古田委員

前にも出させていただきましたけれども、このプレス発表というのは、平成 20 年度は 36 億円、21 年度は 45 億円、22 年度が 55 億円、23 年度が 57 億円というふうに発表はされました。しかし、指摘をしたように、本当に実際の事業に使われたお金というのは、そのお金ではないわけです。ですから、実際に使われた県単公共事業費というのを教えていただきたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま、古田委員さんから県単公共事業として実際に使われたお金ということで御質問いただきました。

これにつきましては、本会議で知事、それから川長部長から答弁させていただきましてとおり、公共事業費につきましては工事請負費、用地費、設計委託費などの工事費と人件費や旅費、需用費などの事務費で構成されております。このうち公共事業に従事する職員の人件費につきましては事務費で計上しておりますが、この事務費につきましては毎年度事業規模に応じて増減することから、公共事業に従事する人件費のうち、事務費で計上し切れない人件費につきましては、これを別の事項である設計指導監督費で計上しているものでございます。それは予算の整理上のことでございまして、この設計指導監督費も当然にして公共事業を推進するための経費ということでございます。

それで、ただいま古田委員さんから御説明のありました数字につきましては、もともとこういう数字がござ

います。県単公共事業につきましては2つの数字がございまして、この上のほうがただいま申し上げました設計指導監督費を含めた数字、下のほうがそれを除いた数字、除いた数字にも事務費にカウントされる人件費は入っております。この間にも設計指導監督費ということで人件費が入っております、トータルとして県単公共事業費として必要ということで、この22年度に国の制度の見直し等があったときに、こちらのほうで発表させていただいた。それから、先ほど古田委員がおっしゃられた36億という20年度の数字はこちらでございまして。それから、四十何億か言われましたのは、県単公共事業ということではなくて、県単独公共事業ということを含めて公表させていただいたものでございまして、県単公共事業の設計指導監督費を除いた分がこの下のグラフ、含めた分がこの上のグラフとなっております、これを発表したときにマスコミの皆様方にも当然この上の数字を申し上げて、ここの時点でこの数字でいかしていただきますということでも十分御説明しておりますので、財政課といたしましては何らこれはおかしい数字ではないというふうに考えております。

当然、公共事業に従事する職員の人件費も公共事業を執行する中で必要なものでございまして、その人件費がなければ国の補正予算等ございまして、マンパワーがなくて補正を受けられないと、こういう事態になるのは非常に困りますので、設計指導監督費等も人件費に含めてここに計上させております。繰り返しになりますけれども、これを計上したときに、私ども今、県単公共事業費というのは、過去はこちらで説明せずに、ここに考え方をこちらに統一したときに、こちらの数字をずっとマスコミの皆様にも発表しているということでもございまして。以上でございます。

古田委員

公共事業を行うときに、もちろん人件費は必要で、それを計上することを何ら私は否定するものでもないんです。それは誤解のないように。職員を減らせとかそういう意味で申し上げているのではありません。

でも、県単独砂防事業費、急傾斜地崩壊対策事業費を、平成20年度と平成23年度を比べてみたら2億1,000万円もともとあったんです、20年度は。ところが、23年度、今年度は4,760万円しかその事業費というのはなくて、その上に積んだこの20年度よりか少しふえて、全体としては2億1,660万円となっているんですけども、それは設計指導監督費を含めた分なんです。この設計指導監督費というのは、この県単事業だけにかかわっている職員さんでないでしょ。こちらの青で記した実際の事業にも人件費は含まれているんです、事務費ということで6割くらいですか、そのくらいが人件費として入っているわけです。それでも足りないからということで、設計指導監督費を積み上げとんですけど、この積み上げが、その県単のこの2つの事業でなくて違うところの職員の分もここへ入れとんじゃないですか。例えば国の直轄事業だとか、国からの補助をもらった事業とか、そういったものを含めた事業を行う、そういう出先の職員の皆さんの給与がここへ入るとんじゃないんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、古田委員さんから県単公共事業の人件費の取り扱いの御質問をいただきました。

この人件費につきましては、部長が答弁させていただきまして、先ほど私も申し上げさせていただきましたけれども、この公共事業に従事する職員の人件費につきましては、事務費でまず計上しております。ところ

で、この事務費というのは、毎年度、補助公共事業の規模によりまして、国からいただける内示額によりまして、この事務費の額も増減いたします。それで増減したときに、この公共事業に従事する職員の人件費のうち、この補助の公共事業で計上し切れない人件費、それから県単も一定の率の事務費ということで計上しておりますが、その分につきましては、設計指導監督費ということで計上させていただいております。この設計指導監督費は、当然、公共事業を推進する職員の経費でございまして、予算の説明書におきましても設計指導監督費として明記させていただいているところでございます。以上でございます。

古田委員

いや、お聞きしているのは、特にこれを見たらわかるんですが、県単独土地改良事業費やいうたら、平成 20 年度は事業費そのものは 1,487 万円の予算でした。23 年度は 7 億 4,940 万円計上しているんです。だけど、実際の事業費は 1,338 万 8,000 円です。あとこれみんな 98%、ほとんどは設計指導監督費となっとなです。それは 93 人の職員給与というふうに書いております、当初予算で。この県単独土地改良事業費に、ここに載せた 93 人分の給与というのは、これ県単独土地改良事業だけに携わっている人件費でないでしょ、この分というのは。

だから、この設計指導監督費を県単独土地改良事業費の中に入れて、さも平成 20 年度と比べたら、すごいようけふやしているようになっとなです。それは私たちもそのように今まで思ってきたんですけども、実際はそうでないというふうに思うんですが、そこはいかがですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、土地改良関係の人件費の御質問をいただきましたけれども、私ども受けとめておりますのは、この設計指導監督費につきましては、公共事業に携わる職員の人件費の中で、補助の公共等とれない部分をここで調整させていただいているものでありまして、当然、公共事業を執行するために必要な職員の人件費でございます。

去年、一昨年等、たび重なるその前から、経済対策等で公共事業の補正予算を受ける際には当然マンパワーも必要でございますので、そのあたりの人件費は十分確保する必要があるということで人件費を確保させていただいておりますし、その中で補助の公共等が大幅に減る場合につきましては、補助の公共の中でとれる人件費というのは非常に圧縮されますので、その分は設計指導監督費というところで調整をさせていただいているところでございます。

また先ほど、お示しさせていただいたこのグラフにございますように、設計指導監督費を除いた県単公共事業につきましても、平成 21 年度が約 16 億円でございますが、その後 27 億、29 億というふうになっとなしております。県単公共事業につきましては、その財源のほとんどが、県債、それから一般財源でございまして、これを大幅にふやすということは、先ほど来、児島委員さんからも御質問がございましたが、実質公債費比率を押し上げていくということになるところでございまして、県内の経済・雇用に非常に重要な事業ではございますが、それを辛抱してずっと圧縮をさせていただいております。この県債、それから貴重な一般財源を使いながらも、例えば 2 年前のこの総務委員会では、竹内委員から実質公債費比率を減らす努力は必要だけれども、公共事業など県内の雇用の確保に必要な予算をしっかりと確保することが非常

に重要だということで強く御提言をいただいております。

また、6月県議会の代表質問で嘉見議員からも、財政健全化と三連動対策とか高速道路を初めとしたいろんな基盤整備について、財政健全化も基盤整備も成り立つようにというふうな御提言もいただいております、このようなことで県単公共事業の重要性につきましては、従来より十分認識しておるところではございますが、なかなかこの財政構造改革を進める中で大幅に増額するということは難しいところもございます。

以上のようなところ、また、その補助公共等が大幅に減ってきた中で、公共事業の補正等にもしっかり対応していくためには当然必要な人件費でございますので積ましていただいたし、考え方につきましては、ここに設計指導監督費を入れて発表して以後は、この前の数字も全部正しておりますので、この部分について何ら間違ったことはないというふうに考えております。公共事業につきましては、これから先も国の経済対策等に応ずって即座に対応していく必要がございますので、こういう一定の設計指導監督費というのは積まさせていただきますと思います。

なお、この県単公共事業の中で、その土地改良でありますとか個別の事業につきまして、どれをどれぐらいとるかというのは、それぞれ各部にお任せしているところでございまして、財政課のほうは全体的な財源等の心配をして、そのあたりの調整をさせていただいております。それからマスコミの皆様に対するプレス発表、これにつきましては、財政課の重要な仕事でございますので、よりわかりやすいマスコミ発表になるようにさせていただいておりますし、求められた数字はすべてお出ししております、この県単公共事業につきましても、この黄色の線ですと私もこの1年半になりますが、説明してきたところでございます。以上でございます。

古田委員

確かに、この県単公共事業費は、平成21年度が16億円、それから22年度が27億円、23年度が29億円と少しずつやす御努力はされており、それは認めることです。私も生活に身近な県単事業というのはどんどん削ってしまって、土砂崩れが起こっても、なかなか県にお願いしてもお金がない、お金がないというふうに言われますので、そういうお金は少しでもふやしていただきたいというふうな思いですので、それはわかるんです。でも、平成20年度、23年度と見てみたら、県単土地改良費は減っているのに、うんとふやしたように、ここへ設計指導監督費として入れるのは、これは間違ったやり方ではないのか、私たちや県民に対して県単事業はうんとふやしたよというふうなことを言っていることであって、私たち県議会に説明したときにも、今年度、プレス発表では57億円だが、本当の実際の事業費は29億円で、あとの分は職員の給与です、人件費ですと、そんな説明をされましたか、されてないでしょ。こういう大変厳しい状況だけれども、県単事業費はふやしましたよと、あの22年度のときにも、国がどんどん減らす中で、率も上げて、県は頑張りましたと、そういうふうに言われたじゃないですか。だけどそれは予算の計上するところ、確かに、出先の職員の皆さんの人件費というのは、これは絶対必要です。だけど、それを県単公共事業費に積み増しをして発表をするというのは、それはいかがなものかと、そのことを申し上げているんです。違うところで計上したらいいじゃないですか、人件費は人件費で。県単事業費をうんとふやしたように見せかけて発表するのはおかしいのではないかと、問題があるんじゃないかということを指摘しようです。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんから人件費に対する考え方についての御質問をいただきました。

これにつきましては、ちょっと細かい話になりますけども、予算のとり方のところで、地方財政小辞典という辞典がございますが、そこに人件費をとる際のとり方として、事業費支弁職員、それから総務費でとる職員というふうな区分けがございまして、建設事業等に従事した職員の労働は当該建設業務等により完成した物件に一体化され、その効果は将来にわたって及ぶと考えられるので、建設事業等に従事した職員の給与は、投資的経費として事業費支弁職員、事業費支弁人件費ということで整理するというふうになってございます。

ということで、例えば県土整備の職員の給与につきましても、事業費で見べき職員につきましては、この設計指導監督費とそれぞれの事業の中で、うち何人をここでとっておりますという説明をさせていただいておりますし、総務費支弁の給与費につきましては、一番上で給与費ということで別に書かせていただいておりますので、予算の説明書は総務費で支弁する給与費。それから、設計指導監督費の人件費、それから、それ以外の各事業の中でとれている人件費という3通りで明記させていただいているところでございます。

また、この予算の発表の数字につきまして、57 億円と 29 億円の差について説明をどうかということでございますが、私どもは、当然、公共事業に必要な人件費の職員もここに入れるべきと考えまして、平成 22 年度から発表させていただいておりますので、23 年度の発表につきましても 57 億という数字を発表させていただきまして、この過去の数字をマスコミの方からお尋ねがありましても、上の数字でずっと御説明をしておるところでございます。以上でございます。

古田委員

もう一度お答えください。その事業に関して、人件費が要るのはわかります。ほなこの県単独土地改良事業費の7億4,940万円のうち1,338万8,000円ですよ、本当の事業は。この県単独土地改良事業費に係る職員というのは、全部この事業に携わっている職員の給与ですか、人件費ですか、違うでしょ。どうですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、古田委員さんから人件費に関する考え方の御質問をいただきましたけれども、設計指導監督費は公共事業全般に関して必要な人件費ということで計上させていただきまして、そのうち補助の公共で補助で決められている率でとれる分についてはとらせていただく。それから、県単公共につきましても、一定の率でとらせていただきまして、それで、取れない部分は設計指導監督費ということでとらせていただいております。その分をこの県単公共事業に含めてマスコミ発表をさせていただきまして、その数字でずっと発表しておるところでございます。公共事業について従事している職員の人件費でございます。その中で、この人は県単公共、この人は補助公共、この人は直轄事業というふうになかなか分けがたいものがございますが、一方で補助事業につきましては、補助の率というのが決まっておりますので、そこでおのずととれる人件費というのは限られてくるということでございます。

それで、各部の職員の人件費につきましては、事業費で支弁する職員はこれだけということが決まりましたときに、補助公共等でとれる一定の率というのが決まりますので、残った分については設計指導監督費という整理をさせていただきまして、その部分は県単公共事業に含めて、当然公共事業に従事する職員の

人件費でございますので発表させていただきますし、発表させていただいた数字につきましては、上のほうの数字でずっと説明をさせていただいておるということでございます。

古田委員

同じ説明ばかりをされるんですけど、こんなにたくさんふやしましたよと、県土地改良事業費は7億円も予算組みましたよと発表して、そのうちの本当の事業費はたったの1.2%なんです。98%は設計指導監督費なわけです。何でここのところへこんなにして入れるんですか。おかしいじゃないですか。ほかの事業でも一緒です。急傾斜対策事業費もほとんどが人件費ですよ、設計指導監督費として。

県単事業を大きく伸ばしましたと言いながら、ほとんど、先ほどのプレス発表されたという57億のうち、本当の事業費は29億円で、あとは28億円。これは人件費なわけですよ。だから、本当のその事業に使うお金はこうですと、県民にはそのことをきちんと発表すべきでしょ。私たちにもそういう説明をすべきでしょ。そういうことをしましたか。今年度そうやって説明してくれましたか。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんから、設計指導監督費の取り扱いについて御質問をいただいております。

古田委員さんがお示しされているグラフにつきましては、ある意味、個別事業について極端に金額の差がある分を例示していただいているものと思いますけれども、各事業につきまして、そういうグラフが成り立つわけでございますが、設計指導監督費を除いた額でも増額をさせていただいております。この財政構造改革の真ただ中でございます。また職員の給与もカットして、議員さんの報酬もカットして御協力いただいている中で、貴重な一般財源、それから公債費の発行抑制をしている中で、県債の発行も確保し、努力と工夫をしながら県単の公共事業につきましても、当然、この必要な事業ということは、先ほども一例を申し上げましたが、竹内議員とか嘉見議員からもお話がございまして、そういうことで受けとめておりますが、このあたりにつきまして、先ほど来、説明させていただいておりますが、予算の説明書につきましても、すべて明記しておるところでございますので、これにつきまして、私どもとしてはこれをどうこうするつもりもございませんし、この上のほうの数字で私もずっと説明しておるところでございます。以上でございます。

古田委員

最後に部長さんにお答えいただきたいと思うんですが、議会とか県民その他、いろんなところで、いかにも県単事業をうんとふやしたように、県単独公共事業費の中へ国の補助事業とか直営の事業、そういうところで携わる職員の給与まで入れ込んで、そして、ようけふやしたようにプレス発表する。これは、やっぱり改めるべきだと思うんですけれども、今後そのようにしていただきたいんですが、それはいかがでしょうか。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんからプレス発表を改めるべきでないかという趣旨の御質問をいただきました。

公共事業に従事している職員と申し上げますと、例えば私のように公共事業の財源捻出に非常に苦慮している職員、私の人件費も本来であれば、公共事業で見ていただきたいぐらいのところでございますが、そう

いうわけにもいきませんので、県土整備部、農林水産部等で直接事業に携わっている職員の人件費をとらせていただいているところでございまして、これを公共事業の予算に含めて発表させていただくことについて訂正する必要はないものと私は考えております。

古田委員

県民をごまかして、県単独事業がうんとふえたみたいなのというやり方は、やはりこれは問題があると思いますので、私は、その点を指摘して、正していただけるようお願いをして終わります。

寺井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれを持って質疑を終わります。

これより採決に入ります。お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました企画総務部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものに決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって企画総務部・監察局関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第3号、議案第4号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

請願第7号「行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権付与について」の審査をいたします。

本件について理事者の説明を求めます。

川長企画総務部長

請願第7号「行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権付与について」につきまして御説明申し上げます。

平成22年8月31日、行政不服審査法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とし、政務3役及び有識者で構成する行政救済制度検討チームの第1回会議が開催され、以後これまでに6回にわたり開催されております。

行政救済制度検討チームでは、行政不服申し立て制度の改革方針や行政不服審査法の改正の方向性

について検討が重ねられ、行政不服申し立て制度の改革方針におきましては、代理人の範囲をさらに拡大することについても検討するものとするとしております。

こういったことを受けまして、日本行政書士会連合会を初め、関係団体や関係府省のヒアリング、さらには国民からの意見募集が実施されたところであり、今後、行政救済制度検討チームにおける議論を踏まえ、本年11月を目途に取りまとめが行われ、その後、行政不服審査法を所管する総務省を中心に法制化作業が進められる予定でございます。内容につきましては、以上でございます。

寺井委員長

理事者側の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきものと決定をいたしました。

ただいま採択すべきものと決定いたしました請願第7号「行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権付与について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、総務委員長名で意見書案を議長あて提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任を願います。以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第7号

これをもって、企画総務部・監察局関係の審査を終わります。

次にお諮りをいたします。委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りをいたします。お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。(12 時 31 分)